



主な内容

- ②……平成27年度市職員採用候補者試験案内
- ③～⑥……なばり市議会だより
- ⑦……二次救急実施病院、名張市体育協会 いきいき教室

発行 / 名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp ㊚http://www.city.nabari.lg.jp

## みんなで確認！

# 自転車運転の ルール＆マナー



6月1日から改正道路交通法の施行に伴い、危険な運転を繰り返す自転車運転者に、講習の受講が義務づけられました。「講習の対象となる危険行為とは」、「自転車の運転ルールそのものがよく分からない」、さまざまな自転車運転の疑問について、名張警察署の清水さんに話を伺いました。

☎ 名張警察署 ☎ 62-0110

### 6月1日付で施行された道路交通法の改正の内容

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けることになります！

- ▼自転車運転者が危険行為(※)を3年以内に2回以上繰り返す
- ▼講習時間は3時間。講習手数料は5,700円
- ▼運転者講習の受講命令を守らなかった場合は5万円以下の罰金
- ▼講習受講の対象は14歳以上

#### (※) 自転車運転者講習の対象となる危険行為 14項目

- |                |                  |                  |
|----------------|------------------|------------------|
| ・信号無視          | ・酒酔い運転           | ・交差点安全進行義務違反等    |
| ・遮断踏切立入り       | ・通行禁止違反          | ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害 |
| ・指定場所での一時停止違反  | ・歩行者用道路での車両の義務違反 | ・環状交差点安全進行義務違反等  |
| ・歩道通行時の通行方法違反  | ・通行区分違反          | ・安全運転義務違反        |
| ・ブレーキのない自転車を運転 | ・交差点優先者妨害等       |                  |

### 運転者講習も追加されましたが、まずは安全運転を



名張警察署 交通課長  
清水 和彦 さん

これまで、自動車の運転者講習のような教育の場が自転車の運転者にはありませんでした。しかし、6月1日付の改正道路交通法の施行により、自転車も危険な運転行為を繰り返すと講習義務が課せられることになりました。

今回の改正は、講習により違反や事故の再発を防ぐ狙いがありますが、まずは事故を起こさないことが重要です。

6月末時点で市内の自転車に関わる人身事故は7件、県全体では395件発生しています。悲惨な事故が起きないように、家族で自転車の交通ルールについて一度、話し合ってみてください。

### 名張署の清水さんに聞いてみた！

## 自転車運転のギモン Q & A



- Q** 自転車も車と同じで左側を走らないといけないの？
- A** その通りです。車道は左側通行です。自転車の右側通行は道路交通法違反になり罰則があります。
- Q** 傘差し運転や、携帯電話を操作しながらの運転は？
- A** ダメです。道路交通法では安全運転の義務として、運転者はハンドルやブレーキなどを確実に操作しなければなりません。傘や携帯電話を持ちながらの運転は片手運転になり危険です。また、罰則もあります。
- Q** 歩道を自転車で走るのはダメなんですか？
- A** 自転車は車道を走るのが原則ですが、「自転車通行可」の標識や表示がある場合や、通行可の表示が無くても13歳未満または70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合は通行できます。しかし歩道は歩行者が優先です。徐行か一時停止、あるいは自転車から降りて押して歩きましょう。



### ■早めのライト点灯と反射材の着用をお願い

現在三重県では、「交通安全見える・見せるキャンペーン」を行っています。

自動車・自転車の運転者は暗くなってきたら早めにライトをつけてください。また、自転車の人も反射材などを着用し、周りに自分の存在を知らせましょう。

